

資金決済に関する法律の概要

資金決済に関するサービスの社会的インフラとしての重要性

我が国金融・資本市場の機能強化の必要性

- サービスの提供の促進による利用者利便の向上・イノベーションの促進
- 利用者等の保護とサービスの適切な実施の確保
- 資金決済システムの安全性、効率性、利便性の向上

情報通信技術等の進展への対応

資金移動

- 銀行以外の者が、為替取引を行うことができることとする。
- 銀行法に関わらず、登録をした者(資金移動業者)は、為替取引(少額の取引に限る)を行うことができる。
- 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とすることで、銀行に課せられる厳格な規制に代替する。
- 兼業規制、主要株主規制等は設けない。
- 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を図る。

前払式支払手段

- 前払式支払手段について所要の制度整備を行う。
- 紙型・IC型の前払式支払手段に加えサーバ型前払式支払手段を法の適用対象とする。
- 自家型発行者は届出制、第三者型発行者は登録制、未使用発行残高の2分の1以上の保全義務等の現行の枠組みを維持する。
- 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける、資産保全措置として信託銀行等への信託を認める、自家型発行者に対する監督規定の整備を行う等の整備を図る。

事業者による自主的な対応を促進するため、事業者団体に関する規定を整備

銀行間の資金決済の強化

資金清算

- 銀行間の資金決済について所要の制度整備を行う。
- 債務引受等により資金清算を行う主体(資金清算機関)を免許制とする。
- 公正性・透明性の高いガバナンス体制を確保するための所要の規定の整備を図る。
- 資金清算の法的効果をより明確化するための措置を導入する。

〔現在、銀行間の資金清算は、全銀システムを運営する社団法人東京銀行協会が担っている。〕

・現行の前払式証券の規制等に関する法律は廃止する。